

随意契約理由書

1 業務名称

都島区役所自動ドア開閉装置交換業務

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

本業務は、都島区役所の自動扉装置の機能維持に必要な修繕を行うものであり、装置が故障した場合には自動扉の開閉に不具合が生じ、利用者の安全性を確保できなくなる恐れがある。そのため、経年劣化により摩耗している部品の交換を行う必要がある。本装置は、ナブコドア株式会社が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本業務を実施できるのは、ナブコドア株式会社のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当するため、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都島区役所総務課（庶務）（電話番号 06-6882-9625）